

## 令和 3 年 6 月定例県議会付議案

**議案第 1 号 令和 3 年度鳥取県一般会計補正予算（第 2 号）****議案第 2 号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第 1 号）****議案第 3 号 鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課）**

地方税法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ① 2 人以上の免税軽油使用者が引取りを行う場合で、その代表者が免税軽油の数量を取りまとめて免税証の交付を申請するときは、申請書に添付する明細書への免税軽油使用者ごとの記名押印は不要とし、その氏名又は名称を記載すればよいこととする等、軽油引取税に係る免税の手続を見直す。
- ② 交通空白地有償運送に係る自動車税の課税免除の規定について、所要の規定の整備を行う。

[公布施行]

**議案第 4 号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例****（市町村課等）**

鳥取県石綿健康被害防止条例及び鳥取県食品衛生条例の施行のための規則に基づく事務を効率的に処理するため、当該事務の一部を鳥取市に移譲するものである。

（移譲する事務）

- ・ 鳥取県石綿健康被害防止条例に基づく石綿含有材料等の処理の状況の報告等の受理
- ・ 鳥取県食品衛生条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの

[公布施行]

**議案第 5 号 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部を改正する条例（福祉監査指導課）**

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ① 救護施設及び更生施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置等を講ずることとする。
- ② 救護施設及び更生施設は、非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。

[令和 3 年 8 月 1 日施行]

## 議案第 6号 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部が改正され、老齢福祉年金の支給停止となる所得の額が見直されたことに鑑み、所要の改正を行うものである。

（概要）

補助金の交付の対象となる障がい者の所得の額の基準額を次のとおり改める。

扶養親族等の数等	基準額	
	現 行	改 正 後
扶養親族等がないとき	1,595,000円	1,695,000円
扶養親族等の数が1人のとき	1,975,000円	2,075,000円
扶養親族等の数が2人のとき	2,355,000円	2,455,000円
扶養親族等の数が3人以上のとき	2,355,000円に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額	2,455,000円に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

[令和3年8月1日施行]

## 議案第 7号 鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（住まいまちづくり課）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

政令に定める建築物移動等円滑化基準の一部が適用されないこととなる条例対象小規模特別特定建築物について、条例対象小規模特別特定建築物以外の特別特定建築物と同等の建築物移動等円滑化基準が適用されるよう、所要の規定の整備を行う。

[令和3年10月1日施行]

## 議案第 8号 鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例（道路企画課）

道路構造令の一部が改正され、条例で県道の構造の技術的基準を定めるに当たって参酌すべき基準に、歩行者利便増進道路及び自動運行補助施設に係る規定が新たに追加されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第 9号 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（会計指導課等）

受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の新設、額の変更その他所要の改正を行うものである。  
 (手数料の概要)

(設 定)

区 分	単 位	金 額
医薬品等の保管のみを行う製造所（以下「保管のみ製造所」という。）の登録		
医薬品の保管のみ製造所の登録	1 件につき	36,000 円
医薬部外品の保管のみ製造所の登録	1 件につき	30,300 円
化粧品等の保管のみ製造所の登録	1 件につき	30,300 円
医薬品の保管のみ製造所の登録の更新	1 件につき	26,000 円
医薬部外品の保管のみ製造所の登録の更新	1 件につき	23,200 円
化粧品等の保管のみ製造所の登録の更新	1 件につき	23,200 円
保管のみ製造所に係る登録証の書換え交付	1 件につき	2,000 円
保管のみ製造所に係る登録証の再交付	1 件につき	2,900 円
医薬品等の承認を受けようとするときの調査		
医薬品の保管のみ製造所に係るもの	1 品目につき	16,400 円
医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの	1 品目につき	12,600 円
医薬品等の承認の取得後の期間を経過するごとの調査		
医薬品の保管のみ製造所に係るもの		47,900 円に 1 品目につき 500 円を加えた額
医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの		37,200 円に 1 品目につき 300 円を加えた額
医薬品等の製造所等における必要時の調査		
無菌医薬品製造業の製造所に係るもの		125,800 円に 1 品目につき 3,000 円を加えた額
一般医薬品製造業の製造所に係るもの		95,200 円に 1 品目につき 1,500 円を加えた額
医薬品包装等製造業の製造所に係るもの		52,000 円に 1 品目につき 500 円を加えた額
医薬品の保管のみ製造所に係るもの		47,900 円に 1 品目につき 500 円を加えた額
無菌医薬部外品製造業の製造所に係るもの		104,000 円に 1 品目につき 2,100 円を加えた額
一般医薬部外品製造業の製造所に係るもの		72,800 円に 1 品目につき 1,000 円を加えた額
医薬部外品包装等製造業の製造所に係るもの		39,200 円に 1 品目につき 300 円を加えた額
医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの		37,200 円に 1 品目につき 300 円を加えた額
試験検査施設に係るもの		39,200 円に 1 品目につき 300 円を加えた額
医薬品等の製造工程の区分ごとの調査及び基準確認証の交付		
医薬品の無菌原薬を製造する区分に係るもの		125,800 円にその医薬品の 製造販売業者 1 件につき 10,000 円及び 1 品目につ き 3,000 円を加えた額
最終滅菌法により医薬品の無菌製剤を製造する 区分に係るもの		125,800 円にその医薬品の 製造販売業者 1 件につき 10,000 円及び 1 品目につ き 3,000 円を加えた額

区 分	単 位	金 額
無菌操作法により医薬品の無菌製剤を製造する区分に係るもの		125,800 円にその医薬品の製造販売業者 1 件につき 10,000 円及び 1 品目につき 3,000 円を加えた額
医薬品の原薬を製造する区分に係るもの		95,200 円にその医薬品の製造販売業者 1 件につき 8,000 円及び 1 品目につき 1,500 円を加えた額
医薬品の生薬原薬を製造する区分に係るもの		95,200 円にその医薬品の製造販売業者 1 件につき 8,000 円及び 1 品目につき 1,500 円を加えた額
医薬品の生薬製剤を製造する区分に係るもの		95,200 円にその医薬品の製造販売業者 1 件につき 8,000 円及び 1 品目につき 1,500 円を加えた額
医薬品の固形製剤を製造する区分に係るもの		95,200 円にその医薬品の製造販売業者 1 件につき 8,000 円及び 1 品目につき 1,500 円を加えた額
医薬品の半固形製剤を製造する区分に係るもの		95,200 円にその医薬品の製造販売業者 1 件につき 8,000 円及び 1 品目につき 1,500 円を加えた額
医薬品の液剤を製造する区分に係るもの		95,200 円にその医薬品の製造販売業者 1 件につき 8,000 円及び 1 品目につき 1,500 円を加えた額
医薬品の包装、表示、保管のみを行う区分に係るもの		52,000 円にその医薬品の製造販売業者 1 件につき 4,000 円及び 1 品目につき 500 円を加えた額
医薬品の保管のみを行う区分に係るもの		47,900 円にその医薬品の製造販売業者 1 件につき 4,000 円及び 1 品目につき 500 円を加えた額
医薬部外品の無菌原薬を製造する区分に係るもの		104,000 円にその医薬部外品の製造販売業者 1 件につき 10,000 円及び 1 品目につき 2,100 円を加えた額
最終滅菌法により医薬部外品の無菌製剤を製造する区分に係るもの		104,000 円にその医薬部外品の製造販売業者 1 件につき 10,000 円及び 1 品目につき 2,100 円を加えた額
無菌操作法により医薬部外品の無菌製剤を製造する区分に係るもの		104,000 円にその医薬部外品の製造販売業者 1 件につき 10,000 円及び 1 品目につき 2,100 円を加えた額
医薬部外品の原薬を製造する区分に係るもの		72,800 円にその医薬部外品の製造販売業者 1 件につき 8,000 円及び 1 品目につ

区 分	単 位	金 額
		き 1,000 円を加えた額
医薬部外品の生薬原薬を製造する区分に係るもの		72,800 円にその医薬部外品の製造販売業者 1 件につき 8,000 円及び 1 品目につき 1,000 円を加えた額
医薬部外品の生薬製剤を製造する区分に係るもの		72,800 円にその医薬部外品の製造販売業者 1 件につき 8,000 円及び 1 品目につき 1,000 円を加えた額
医薬部外品の固形製剤を製造する区分に係るもの		72,800 円にその医薬部外品の製造販売業者 1 件につき 8,000 円及び 1 品目につき 1,000 円を加えた額
医薬部外品の半固形製剤を製造する区分に係るもの		72,800 円にその医薬部外品の製造販売業者 1 件につき 8,000 円及び 1 品目につき 1,000 円を加えた額
医薬部外品の液剤を製造する区分に係るもの		72,800 円にその医薬部外品の製造販売業者 1 件につき 8,000 円及び 1 品目につき 1,000 円を加えた額
医薬部外品の包装、表示、保管のみを行う区分に係るもの		39,200 円にその医薬部外品の製造販売業者 1 件につき 4,000 円及び 1 品目につき 300 円を加えた額
医薬部外品の保管のみを行う区分に係るもの		37,200 円にその医薬部外品の製造販売業者 1 件につき 4,000 円及び 1 品目につき 300 円を加えた額
基準確認証の書換え交付	1 件につき	2,000 円
基準確認証の再交付	1 件につき	2,900 円
医薬品等の承認事項の変更計画に伴う調査		
無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	1 品目につき	71,000 円
一般医薬品製造業の製造所に係るもの	1 品目につき	43,000 円
医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	1 品目につき	20,100 円
医薬品の保管のみ製造所に係るもの	1 品目につき	16,400 円
無菌医薬部外品製造業の製造所に係るもの	1 品目につき	48,700 円
一般医薬部外品製造業の製造所に係るもの	1 品目につき	28,700 円
医薬部外品包装等製造業の製造所に係るもの	1 品目につき	13,200 円
医薬部外品の保管のみの製造所に係るもの	1 品目につき	12,600 円
試験検査施設に係るもの	1 品目につき	13,200 円
輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査		
医薬品の保管のみ製造所に係るもの	1 品目につき	16,400 円
医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの	1 品目につき	12,600 円
輸出用の医薬品等の期間を経過するごとの調査		
医薬品の保管のみ製造所に係るもの		47,900 円に 1 品目につき 500 円を加えた額
医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの		37,200 円に 1 品目につき 300 円を加えた額

区 分	単 位	金 額
知事が使用を許可した獣医師に対する豚熱予防液の交付に係るもの	1 件につき	70 円

(引上げ)

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改正後
医薬品等の承認を受けようとするときの調査			
無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	1 品目につき	48,700 円	71,000 円
一般医薬品製造業の製造所に係るもの	1 品目につき	28,700 円	43,000 円
医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	1 品目につき	13,200 円	20,100 円
医薬品等の承認の取得後の期間を経過するごとの調査			
無菌医薬品製造業の製造所に係るもの		104,000 円に 1 品目につき 2,100 円を加 えた額	125,800 円に 1 品目につき 3,000 円を加 えた額
一般医薬品製造業の製造所に係るもの		72,800 円に 1 品目につき 1,000 円を加 えた額	95,200 円に 1 品目につき 1,500 円を加 えた額
医薬品包装等製造業の製造所に係るもの		39,200 円に 1 品目につき 300 円を加え た額	52,000 円に 1 品目につき 500 円を加え た額
輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査			
無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	1 品目につき	48,700 円	71,000 円
一般医薬品製造業の製造所に係るもの	1 品目につき	28,700 円	43,000 円
医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	1 品目につき	13,200 円	20,100 円
輸出用の医薬品等の期間を経過するごとの調査			
無菌医薬品製造業の製造所に係るもの		104,000 円に 1 品目につき 2,100 円を加 えた額	125,800 円に 1 品目につき 3,000 円を加 えた額
一般医薬品製造業の製造所に係るもの		72,800 円に 1 品目につき 1,000 円を加 えた額	95,200 円に 1 品目につき 1,500 円を加 えた額
医薬品包装等製造業の製造所に係るもの		39,200 円に 1 品目につき 300 円を加え た額	52,000 円に 1 品目につき 500 円を加え た額

[令和3年8月1日施行 ほか]

## 議案第10号 財産を無償で貸し付けること（鳥取県教育センター進入路）について（教育センター）

相手方：鳥取市  
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市湖山町北五丁目203番ほか4筆	土地	1,602.79 m <sup>2</sup>

貸付期間：令和3年9月29日から令和8年9月28日まで

無償貸付理由：市道として利用されている教育センター敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けるものである。

## 議案第11号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（障がい福祉課）

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金285,590円を和解の相手方に支払う。

概要：西部総合事務所の職員が、和解の相手方の療育手帳について、療育システムへの入力を誤り、障がいの程度が誤って表示されたものを交付した。これにより、和解の相手方が、境港市特別医療費助成制度の対象とならなかったために負担した費用を県が負担しようとするものである。

## 議案第12号 包括外部監査契約の締結について（行政監察・法人指導課）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約金額：9,320,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：谷田 真基 税理士

## 議案第13号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

（農地・水保全課）

県営土地改良事業等の実施にあたり関係市町村から徴収している負担金について、所要の変更を行うものである。

（概要）

- ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、規定中引用している法律の名称等の変更を行うものである。
- ②令和3年度から地域ため池総合整備事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）を実施することに伴い、市町村の負担金の額を定めるものである。

（負担すべき額）

事業区分	負担すべき額
地域ため池総合整備事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)	工事費の100分の11に相当する額

**議案第14号 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例**  
(税務課)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①条例中引用する過疎地域自立促進特別措置法の題名等を改める。
- ②地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域における不動産取得税の課税免除の対象を、地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意日から令和5年3月31日まで(現行 同意日から起算して5年内)に対象施設を設置した者とする。
- ③産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税を引き続き行うため、所要の改正を行う。

[公布施行]



# 報 告 事 項

## 報告第 1号 令和2年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 2件 繰越額 2,637,678千円

## 報告第 2号 令和2年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 272件 繰越額 41,759,130千円

## 報告第 3号 令和2年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について（財政課）

件 数 4件 繰越額 161,926千円

## 報告第 4号 令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 15,487千円

## 報告第 5号 令和2年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 7,849千円

## 報告第 6号 令和2年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 10,802千円

## 報告第 7号 議会の委任による専決処分の報告について

### （1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和3年6月1日専決）（教育環境課）

和解の相手方：国

和解の要旨：県は、損害賠償金46,200円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年4月18日、鳥取県立鳥取湖陵高等学校敷地内の樹木が強風により倒れ、和解の相手方が合同宿舎湖山住宅敷地内の児童遊園地に設置するフェンスに当たり、同フェンスが破損したものである。

## 報告第 8号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 2件